



貸切バス事業における年間契約等について

平成26年3月31日付け国自旅第628号による貸切バス事業者と旅行事業者等の間で締結する年間契約（以下「年間契約」という。）は、概ね年間を通じて特定された貸切バスを発注者の専属車両として運送する契約形態について、貸切バス事業者が九州運輸局へ届出された時間制運賃、キロ制運賃を使用し、契約を行い届出を行う場合、届出に添付された年間契約書が、以下の通達に定められた基準を満たしていれば、原価計算書等の添付を求めません。

$$\text{年間契約額} = (\text{日車時間運賃} * 1 + \text{日車キロ運賃} * 2) \times 365 \text{日} \times \text{実働率} * 3$$

* 1の日車時間運賃とは？ 九州運輸局への届出済み時間制運賃×専属車両としての1日当たり走行時間＋点呼点検の2時間。

* 2の日車キロ運賃とは？ 九州運輸局への届出済みキロ制運賃×専属車両としての1日当たり走行キロ。

* 3の実働率とは？ 実働率は、1年間におけるバス車両の稼働率であり、この計算式にて使用する数値は、九州運輸局ブロック平均実働率（62.85%）と貸切バス事業者の実績実働率との間で、双方の協議にて決定いたします。

年間契約は、専属車両の1日分の予定運賃額を基本とした1年分の額に、決定した実働率を掛けて算出した運賃額となります。

稼働日数は、338日を限度として双方において協議した上で決定

* 年間契約における365日×実働率にて算出される実働日数と比較して1.4倍以内

1年365日

338日（車両整備期間として27日を除いた日数）

320日（365日×62.85%÷229日 これを×1.4倍）審査不要の九州運輸局上限稼働日数

貸切バス事業者と発注者との協議による稼働日数

年間契約による実働日数（365日×実働率）

最大3割引での契約が可能

個別精算

1日の走行時間と走行キロが超過した場合は**別途精算を行う旨を明記**

貸切バス事業者
と
発注者
との協議

- ★ 1日あたりの走行時間
- ★ 1日あたりの走行キロ
- ★ 実働率
- ★ バスの稼働日数

→年間契約額を算出

契約成立

実施予定日の30日前までに

- ★ 1日あたりの走行時間
- ★ 1日あたりの走行キロ
- ★ 実働率
- ★ バスの稼働日数
- ★ 年間契約額算出計算式

（年間契約書添付）
運賃設定届

運行

- ★ 1日あたりの走行時間・キロが発注者の要請により超えた場合は、1日ごとに精算する。
- ★ 運送引受書の運賃欄に「年間契約による。」と記載し、上記精算があった場合は精算運賃を、備考欄に記載する。

運送引受書の作成事例

2

(1)

平成26年 月 日 実施予定日の30日前までに届出

[illegible][illegible]